

番	号
---	---

令和 7年 8月 1日

## 変更契約結果調書

件 名	令和7年度個人番号カード関連事務人材派遣業務		
変更契約日	令和 7年 8月 1日		
履行場所	瀬戸市役所、瀬戸市が指定する場所及び受託者作業場		
契約業者	20018883-0 株式会社オムニ 愛知県名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル		
契約の相手方とした理由	別紙のとおり（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
契約区分	単価契約（単価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約 2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業務種	その他の業務委託等		
担当課	市民課		
変更の内容	別紙のとおり		
変更前契約期間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで		
変更後契約期間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 8月 31日 まで		
変更前契約金額	*****		
変更後契約金額	*****		
増減額	*****		
変更の理由	個人番号カード交付・更新業務の手続きが想定よりも少ないため、手続きが増加している個人番号カード電子証明書の更新業務等を業務内容に加えることとした。業務内容の変更に伴い、新たに9月1日から単価契約するため、現契約を8月31日をもって終了する。		

当初受付番号 7-000071

変更受付番号 7-000978

契約番号 7-080140-0

## 別紙

### 【業者選定理由】

株式会社オムニは令和7年2月3日から令和7年3月31日まで指名競争入札にて個人番号カード関連事務の人材派遣業務を受託した業者である。(令和3年5月17日から令和5年9月30日までの間も実績あり)

今回の業務について

- ① 今回の業務がこれまでの内容と全く同一のものであること。
- ② 経験のある社員が継続して派遣される見込みであり業務のノウハウが継続されること。
- ③ マイナンバー関連事務は高い専門性とスキルが必要であること。
- ④ マイナンバーカードの10年更新、また、昨年12月からの健康保険証との一体化の方針により多数の市民が申請及び交付に訪れ、窓口が恒常的に混雑しており、今後も多くの来庁者が見込まれること。
- ⑤ 多くの来庁者の待ち時間を短縮し、適切かつ円滑に窓口対応を行う必要があること。

以上を総合的に検討した結果、令和7年4月1日から直ちに現状と同じ水準で業務を開始するためには、同社との契約を継続する以外ないと判断されるため同社との随意契約とするものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)